



# 島根県報

平成30年4月6日(金)

第2,994号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

|   |               |   |
|---|---------------|---|
| 補助金等交付規則第3条の規定により島根県再生可能エネルギー導入計画策定・事業化支援事業補助金の交付の対象等を定める告示 | (地 域 政 策 課)   | 2 |
| 補助金等交付規則第3条の規定により島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金の交付の対象等を定める告示      | ( 〃 )         | 3 |
| 生活保護法の規定による指定施術機関の事業廃止の届出                                   | (地 域 福 祉 課)   | 3 |
| 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定(3件)                               | (高 齢 者 福 祉 課) | 3 |
| 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(2件)                | ( 〃 )         | 4 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定          | (障 が い 福 祉 課) | 5 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出        | ( 〃 )         | 6 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定一般相談支援事業の廃止の届出          | ( 〃 )         | 7 |
| 県営土地改良事業計画の決定   | (農 村 整 備 課)   | 7 |
| 県営土地改良事業の工事の完了  | ( 〃 )         | 7 |
| 保安林予定森林   | (森 林 整 備 課)   | 7 |
| 保安林の指定  | ( 〃 )         | 8 |
| 保安林の指定の解除   | ( 〃 )         | 8 |

### 【公 告】

|                |             |    |
|----------------|-------------|----|
| 平成30年度調理師試験の実施 | (健 康 推 進 課) | 9  |
| 基本測量の実施        | (技 術 管 理 課) | 10 |

### 【特定調達公告】

|                                     |         |    |
|-------------------------------------|---------|----|
| 県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務に係る随意契約の相手方等 | (広 報 室) | 10 |
|-------------------------------------|---------|----|

### 【収用委告示】

|               |  |    |
|---------------|--|----|
| 収用の裁決手続の開始の決定 |  | 11 |
|---------------|--|----|

**告 示**

**島根県告示第250号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県再生可能エネルギー導入計画策定・事業化支援事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県再生可能エネルギー導入計画策定・事業化支援事業補助金の交付の対象等を定める告示（平成28年島根県告示第303号）は、廃止する。

平成30年 4 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県再生可能エネルギー導入計画策定・事業化支援事業補助金

2 交付の目的

県内において市町村が実施する地域に貢献する再生可能エネルギーの導入を推進するための計画策定・調査検討などの事業（以下「導入計画策定・調査検討事業」という。）及び再生可能エネルギーを利用した発電や熱供給事業を計画する事業者が実施する事業可能性調査（以下「事業化支援事業」という。）に対して補助を行うことにより、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、再生可能エネルギーの導入を通じた地域活性化の取組を推進することを目的とする。

3 交付の対象となる事業、補助対象者、補助対象経費、交付の率及び交付の限度額

|               | 交付の対象となる事業  | 補助対象者   | 補助対象経費  | 交付の率          | 交付の限度額       |
|---------------|---|---|---|---------------|--------------|
| 導入計画策定・調査検討事業 | (1) 再生可能エネルギー導入計画策定<br><br>(2) 再生可能エネルギー導入に関する調査検討（再生可能エネルギー導入促進に係る地域の関係者による検討組織を設置して行う事業に限る。）  | 県内市町村   | (1) 調査費<br>(2) 委託費<br>(3) 事業運営費<br>(4) 付帯雑費<br>(5) 補助金<br>(6) その他協議により認められた経費     | 補助対象経費の2分の1以内 | 1件につき5,000千円 |
| 事業化支援事業       | (1) 太陽光発電事業<br>(2) 水力発電事業（出力1,000キロワット以下のものに限る。）<br>(3) 温泉（地熱）発電事業（バイナリーサイクル発電方式に限る。）<br>(4) 温泉熱（地熱）利用事業<br>(5) バイオマス発電事業<br>(6) バイオマス熱利用事業<br>(7) 風力発電事業<br>(8) コージェネレーション | 県内市町村、島根県内で発電や熱供給事業を計画する法人及びその他の団体（個人事業者は除く。） | (1) 機器・設備費<br>(2) 設計費<br>(3) 調査費<br>(4) 測量及び試験費<br>(5) 委託費<br>(6) その他協議により認められた経費 |               |              |

備考

- 1 バイオマス発電事業及びバイオマス熱利用事業におけるバイオマスは、動植物に由来する有機物であって、エネ

ルギー源として利用できるものであること。

- 2 交付の対象となる事業には、既設発電所の出力を増加する事業を含む。
- 3 交付しようとする額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

#### 島根県告示第251号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金の交付の対象等を定める告示（平成28年島根県告示第304号）は、廃止する。

平成30年4月6日

島根県知事 溝口善兵衛

##### 1 補助金の名称

島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金

##### 2 交付の目的

県民や事業者への再生可能エネルギーに関する専門的な情報の提供等を行うことにより、再生可能エネルギーの普及啓発を図ることを目的とする。

##### 3 交付の対象となる事業

市町村、県内に事業所を有する民間団体等が主催する再生可能エネルギーの講演会、シンポジウム、研修会等（営利を目的としないものに限る。）

##### 4 交付の対象となる者、交付の対象である経費及び交付金額

| 交付の対象となる者           | 交付の対象である経費                   | 交付金額   |
|---------------------|------------------------------|--|
| 市町村、県内に事業所を有する民間団体等 | 講演会、シンポジウム、研修会等に要する講師の謝金及び旅費 | 1 講師謝金にあつては、交付の対象となる経費の実支出額又は講師1人1時間当たり5,100円のいずれか低い額<br>2 旅費にあつては、交付の対象となる経費の実支出額 |

#### 島根県告示第252号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関の事業の廃止の届出があつたので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年4月6日

島根県知事 溝口善兵衛

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 廃止する事業 | 施術所の所在地    | 廃止年月日       |
|--------|--------|--------|------------|-------------|
| 三島 俊夫  | 杉原整骨院  | 柔道整復   | 松江市宍道町昭和68 | 平成26年10月31日 |

#### 島根県告示第253号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成30年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業者の名称又は氏名        | サービスの種類 | 事業所の名称     | 事業所の所在地   | 指定年月日     |
|-------------------|---------|------------|-----------|-----------|
| 社会福祉法人 あい来<br>福祉会 | 通所介護    | デイサービス むつみ | 出雲市中野町862 | 平成30年4月1日 |

## 島根県告示第254号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成30年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業者の名称又は氏名        | サービスの種類 | 事業所の名称    | 事業所の所在地       | 指定年月日     |
|-------------------|---------|-----------|---------------|-----------|
| 株式会社 ピュアライ<br>フ島根 | 通所介護    | デイサービス 暖談 | 出雲市大社町遥堀666番地 | 平成30年4月1日 |

## 島根県告示第255号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成30年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業者の名称又は氏名      | サービスの種類 | 事業所の名称            | 事業所の所在地       | 指定年月日     |
|-----------------|---------|-------------------|---------------|-----------|
| 社会福祉法人 暁福祉<br>会 | 通所介護    | デイサービスセンター<br>つむぎ | 益田市高津町イ2559-1 | 平成30年4月1日 |

## 島根県告示第256号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成30年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業者の名称又は氏名 | サービスの種類  | 事業所の名称            | 事業所の所在地       | 指定年月日     |
|------------|----------|-------------------|---------------|-----------|
| 社会福祉法人暁福祉会 | 訪問看護     | 訪問看護ステーションつ<br>むぎ | 益田市高津町イ2559-1 | 平成30年4月1日 |
|            | 介護予防訪問看護 |                   |               |           |

## 島根県告示第257号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成30年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業者の名称又は氏名 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 |
|------------|---------|--------|---------|-------|
|------------|---------|--------|---------|-------|

|              |                 |                   |               |           |
|--------------|-----------------|-------------------|---------------|-----------|
| 公益社団法人益田市医師会 | 通所リハビリテーション     | 益田市立介護老人保健施設くにさき苑 | 益田市遠田町1956番地8 | 平成30年4月1日 |
|              | 介護予防通所リハビリテーション |                   |               |           |

## 島根県告示第258号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業者の名称           | サービスの種類          | 事業所の名称                        | 事業所の所在地                      | 指定年月日     |
|------------------|------------------|-------------------------------|------------------------------|-----------|
| 社会福祉法人吉賀町社会福祉協議会 | 就労継続支援B型         | 障がい者就労継続支援事業所アスノワ             | 鹿足郡吉賀町柿木村柿木81                | 平成29年5月1日 |
| 社会福祉法人わかば会       | 就労継続支援B型         | ジョイワークみさと                     | 邑智郡美郷町久保740-7                | 平成29年7月1日 |
| 株式会社 a. s t e p  | 就労継続支援B型         | あすてっぷ                         | 出雲市天神町2 浜山ソーホー1-G            | 平成29年8月1日 |
| 株式会社すみれ          | 同行援護             | ヘルパーステーションすみれ                 | 松江市浜乃木3-3-26<br>GOODAGE浜乃木8F | 平成30年1月1日 |
| 株式会社そろっと         | 短期入所             | 短期入所こばん                       | 松江市西津田3-14-8                 | 平成30年2月1日 |
| 社会福祉法人金太郎の家      | 生活介護             | 麦の家                           | 出雲市斐川町学頭1510-2               | 平成30年2月1日 |
| 社会福祉法人ひらた福祉会     | 共同生活援助           | 共同生活援助事業所わくわくホーム              | 出雲市灘分町677-2                  | 平成30年4月1日 |
| 社会福祉法人J A いずも福祉会 | 居宅介護             | 社会福祉法人J A いずも福祉会みどりの郷大社       | 出雲市大社町北荒木460                 | 平成30年4月1日 |
| 特定非営利活動法人こだま     | 生活介護<br>就労継続支援B型 | 多機能型事業所よめしま                   | 松江市嫁島町10-12                  | 平成30年4月1日 |
| 社会福祉法人さくらの家      | 生活介護             | 生活介護事業所さくらの家                  | 松江市東忌部町3173-2                | 平成30年4月1日 |
| 特定非営利活動法人風と石     | 就労継続支援B型         | 就労継続支援B型事業所ポレポレ               | 松江市春日町340                    | 平成30年4月1日 |
| 合同会社演舞企画         | 就労継続支援B型         | なないろ江津駅前                      | 江津市江津町909-1                  | 平成30年4月1日 |
| 株式会社 From ハート    | 居宅介護<br>重度訪問介護   | ハート介護センター                     | 浜田市田町1466-1                  | 平成30年4月1日 |
| 島根県立中央病院         | 短期入所             | 島根県立中央病院重症心身障がい児指定短期入所サービス事業所 | 出雲市姫原4-1-1                   | 平成30年4月1日 |
| NPO法人ふきのとう       | 共同生活援助           | グループホーム「稲穂」                   | 仁多郡奥出雲町中村310-1               | 平成30年4月1日 |
| 社会福祉法人亀の子        | 就労移行支援           | 遊亀館                           | 大田市長久町長久口267-6               | 平成30年4月1日 |

|              |        |                      |             |           |
|--------------|--------|----------------------|-------------|-----------|
| 社会福祉法人千鳥福祉会  | 就労定着支援 | ワークセンターフレンド          | 松江市東持田町1415 | 平成30年4月1日 |
| 社会福祉法人ふあっと   | 就労定着支援 | 就労支援事業所あそび           | 出雲市武志町693-1 | 平成30年4月1日 |
| 社会医療法人清和会    | 就労定着支援 | 就労継続支援A型・B型事業所「はまかぜ」 | 浜田市港町32-1   | 平成30年4月1日 |
| 社会福祉法人ひらた福祉会 | 就労定着支援 | 障がい者就労支援事業所エルパティオ三葉園 | 出雲市東郷町175-4 | 平成30年4月1日 |
| 株式会社RETICE   | 自立生活援助 | 相談支援事業所Reve          | 出雲市武志町182-3 | 平成30年4月1日 |
| 社会福祉法人ふあっと   | 自立生活援助 | 相談支援事業所ふあっと          | 出雲市武志町693-1 | 平成30年4月1日 |

## 島根県告示第259号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成30年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業者の名称                         | サービスの種類                | 事業所の名称            | 事業所の所在地         | 廃止年月日       |
|--------------------------------|------------------------|-------------------|-----------------|-------------|
| 社会福祉法人あおぞら福祉会                  | 居宅介護<br>重度訪問介護         | 訪問介護事業所あおぞら       | 雲南市大東町下阿用691-1  | 平成29年4月7日   |
| 株式会社ウェルネスツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 | 居宅介護<br>重度訪問介護         | ウェルネス介護センター出雲     | 出雲市白枝町551-1     | 平成29年5月15日  |
| 株式会社メディカル・ケア西日本                | 居宅介護<br>重度訪問介護         | こころねヘルパーステーション西津田 | 松江市西津田3-13-3    | 平成29年7月31日  |
| 株式会社Home Terrace               | 居宅介護<br>重度訪問介護         | ヘルパーステーション彩りテラス   | 松江市西嫁島1-3-3     | 平成29年9月27日  |
| 株式会社フィリア                       | 共同生活援助                 | フィリアホーム           | 出雲市平田町7048      | 平成29年11月30日 |
| 株式会社飛鳥                         | 短期入所                   | こぼん               | 松江市西津田3-14-8    | 平成30年1月31日  |
| 社会福祉法人さくらの家                    | 就労移行支援                 | 就労移行支援事業所さくらの家    | 松江市東忌部町3173-1   | 平成30年3月31日  |
| 特定非営利活動法人こだま                   | 就労継続支援B型               | 就労継続支援B型事業所ポレポレ   | 松江市春日町340       | 平成30年3月31日  |
| SKサービス合同会社                     | 居宅介護<br>重度訪問介護<br>同行援護 | SK福祉サービス          | 出雲市大津町273-1     | 平成30年3月31日  |
| アースサポート株式会社                    | 同行援護                   | アースサポート松江         | 松江市古志原1-6-1     | 平成30年3月31日  |
| 社会福祉法人島根ライトハウス                 | 居宅介護、同行援護              | かんなび園 訪問介護事業所     | 出雲市斐川町上直江1829-1 | 平成30年3月31日  |
| 特定非営利活動法人さくらんぼのお家              | 短期入所                   | さくらんぼのお家          | 江津市桜江町谷住郷1713-1 | 平成30年3月31日  |

## 島根県告示第260号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、次のとおり指定一般相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第1項第2号の規定により告示する。

平成30年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業者の名称   | サービスの種類          | 事業所の名称             | 事業所の所在地   | 廃止年月日     |
|----------|------------------|--------------------|-----------|-----------|
| 社会福祉人びゅあ | 地域移行支援<br>地域定着支援 | 相談支援事業所びゅあ<br>サポート | 浜田市殿町21-1 | 平成30年4月1日 |

## 島根県告示第261号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業名                            | 縦覧に供する書類の名称  | 縦覧の期間      | 縦覧の場所 |
|--------------------------------|--------------|------------|-------|
| 新庄地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業） | 土地改良事業計画書の写し | 告示の日から21日間 | 松江市役所 |

## 島根県告示第262号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

平成30年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業名                               | 完了年月日      |
|-----------------------------------|------------|
| 佐田地区（橋波工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）   | 平成30年3月6日  |
| 佐田地区（飯栗東村工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業） | 平成30年2月26日 |
| 佐田地区（八幡原川工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業） | 平成30年3月1日  |
| 佐田地区（反辺工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）   | 平成30年2月26日 |

## 島根県告示第263号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町都川1379

2 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第264号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

隠岐郡西ノ島町大字浦郷字阿地谷3410、3411-1、3412から3414まで、3426-1、3428、3429、字宮ノ奥3430-1、3430-2、3434-2、3434-3、3435-1から3435-6まで、3436-2、3436-4、3436-5、3437、3438-2、3439、3440、3442、3444-1、3444-2、字道賀奥3663-1、3663-2、3663-6、3664、3666-3、3666-5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第265号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町門田848-19、848-20

2 保安林として指定された目的



水源の涵養<sup>かん</sup>

3 解除の理由

道路用地とするため

## 公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成30年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成30年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成30年10月13日（土）13時半から15時半まで

2 試験会場

松江市殿町 島根県民会館

浜田市片庭町 島根県浜田合同庁舎

隠岐郡隠岐の島町 島根県隠岐合同庁舎

3 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

4 受験資格

次の学歴及び業務経験を有している者

(1) 学歴

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者及び調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 業務経験

多数人に対して飲食物を調理して供与する施設（継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与するものであること。）又は営業（飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業）において、2年以上調理の業務に従事した者

5 受験手続及び提出書類

(1) 受験願書等の請求

受験願書等の関係用紙は、県内の保健所、島根県健康福祉部健康推進課又は公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当で配布する。

受験願書等の関係用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「島根県調理師試験 受験申請用書類希望」と明記し、140円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒（角2サイズ）を必ず同封して、公益社団法人調理技術技能センターに請求すること。

(2) 提出書類

次に掲げる書類を公益社団法人調理技術技能センターに郵送すること。

ア 受験申請書

イ 受験票・写真台帳

ウ 受験手数料の領収証書

エ 受験票送付用封筒

オ 卒業証明書

カ 調理業務従事証明書

- キ 印鑑登録証明書（調理業務従事者証明書の証明者が、個人の実印を用いて証明した場合）
- ク 戸籍抄本等（卒業証明書又は調理業務従事者証明書の氏名が現在と異なる場合）
- ケ 国籍等表示のある住民票（日本の国籍を有しない者）

(3) 受験手数料

6,100円

(4) 受験願書等の提出期間

平成30年5月14日（月）から同年6月25日（月）まで（当日消印有効）

6 受験票の送付

受験資格を審査した後、平成30年9月13日（木）に発送する。

7 合格者の発表

平成30年11月30日（金）午前10時に、合格者の受験番号を公益社団法人調理技術技能センターJACCビル2階掲示板及び島根県庁前掲示板並びに県の各保健所に掲示するとともに、公益社団法人調理技術技能センターのホームページに掲載する。また、同日に合格者にのみ合格通知書を発送する。

8 その他

受験手続その他この試験に関する問合せは、公益社団法人調理技術技能センターにすること。

---

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報） 修正）

基本測量（国土広域情報 修正）

2 作業期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3 作業地域

県内全域

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県広報部広報室 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成30年3月23日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社山陰中央新報社 代表取締役社長 松尾 倫男 島根県松江市殿町383番地

## 5 随意契約に係る契約金額

53,676,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

**収 用 委 員 会 告 示****島根県収用委員会告示第2号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので告示する。

平成30年4月6日

島根県収用委員会会長 大野 敏之

## 1 起業者の名称

国土交通大臣

## 2 事業の種類

一般国道9号改築工事（出雲・湖陵道路及び湖陵・多伎道路）（島根県出雲市湖陵町常楽寺地内から同市多伎町久村地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに農業用道路付替工事

## 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 島根県出雲市湖陵町二部

(単位：㎡)

| 地 番    | 地 目 |    | 地 積 |       | 収用しようとする土地の面積 | 収用又は使用の別 | 備 考 |
|--------|-----|----|-----|-------|---------------|----------|-----|
|        | 公簿  | 現況 | 公簿  | 実測    |               |          |     |
| 2521番4 | 山林  | 山林 | 45  | 46.53 | 46.53         | 収用       |     |

## 4 土地所有者の氏名及び住所

不明 ただし、土地登記名義人（亡）柳楽 傳市 相続人

（上記相続人のうち、戸籍上判明している者は別表のとおり）

## 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

## 6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成30年3月27日

## 別表

| 整理番号 | 氏名    | 住所                    | 持分 |
|------|-------|-----------------------|----|
| 1    | 友部 綾子 | 大阪府東大阪市下小坂一丁目21番8号    | 不明 |
| 2    | 吉田 和子 | 島根県出雲市湖陵町二部79番地       | 不明 |
| 3    | 友部 正昭 | 奈良県北葛城郡上牧町服部台一丁目9番35号 | 不明 |
| 4    | 吉田 京子 | 京都府宇治市宇治天神46番地の12     | 不明 |

|    |        |  |    |
|----|--------|--|----|
| 5  | 佐藤 典子  | 奈良県奈良市藤ノ木台四丁目12番2-5号                           | 不明 |
| 6  | 佐藤 優   | 奈良県奈良市藤ノ木台四丁目12番2-5号                           | 不明 |
| 7  | 佐藤 将   | 奈良県奈良市藤ノ木台一丁目8番28-407号                         | 不明 |
| 8  | 原田 恩   | 奈良県奈良市千代ヶ丘三丁目6番地の14                            | 不明 |
| 9  | 佐藤 ひろ子 | 大阪府大阪市旭区大宮五丁目1番13-402号                         | 不明 |
| 10 | 佐藤 麻里  | 大阪府大阪市旭区大宮五丁目1番13-402号                         | 不明 |
| 11 | 佐藤 隆志  | 千葉県山武市村尾町八田2762番地3                             | 不明 |
| 12 | 佐藤 繁夫  | 奈良県奈良市藤ノ木台一丁目4番12-109号                         | 不明 |
| 13 | 渡邊 悦子  | 奈良県奈良市学園中五丁目705番地の4 209号                       | 不明 |
| 14 | 佐藤 佳代子 | 大阪府大阪市旭区中宮二丁目11番7号 ビッグリバー中宮 303                | 不明 |
| 15 | 神田 實   | 島根県出雲市浜町1384番地1                                | 不明 |
| 16 | 神田 美夜子 | 島根県出雲市浜町1384番地1                                | 不明 |
| 17 | 渡部 愛子  | 島根県出雲市斐川町莊原989番地1                              | 不明 |
| 18 | 角森 富佐子 | 島根県出雲市白枝町612番地                                 | 不明 |
| 19 | 飯塚 秀子  | 島根県出雲市斐川町学頭258番地                               | 不明 |
| 20 | 江角 俊則  | 徳島県徳島市大原町糠坪10番地の16                             | 不明 |
| 21 | 江角 裕二  | 島根県出雲市塩冶神前三丁目3番10号                             | 不明 |
| 22 | 今岡 登   | 東京都世田谷区桜丘二丁目8番30-325号                          | 不明 |
| 23 | 今岡 みどり | 東京都世田谷区桜丘二丁目8番30-325号                          | 不明 |
| 24 | 佐々木 晃  | 東京都世田谷区世田谷二丁目8番2-804号                          | 不明 |
| 25 | 今岡 立子  | 埼玉県坂戸市大字島田492番地6                               | 不明 |
| 26 | 今岡 あかね | 埼玉県坂戸市大字島田492番地6                               | 不明 |
| 27 | 牧野 登   | 東京都清瀬市旭が丘二丁目3番1-108号                           | 不明 |
| 28 | 金井 朝子  | 東京都日野市三沢五丁目33番地の1                              | 不明 |
| 29 | 牧野 はるか | 東京都清瀬市旭が丘二丁目1番5-106号                           | 不明 |
| 30 | 牧野 光   | 東京都東久留米市滝山六丁目1番16~305                          | 不明 |
| 31 | 今岡 博子  | 埼玉県春日部市南一丁目9番65号                               | 不明 |
| 32 | 今岡 範子  | 東京都新宿区西新宿五丁目8番5-803号                           | 不明 |
| 33 | 田仲 由理  | 埼玉県川口市大字辻1052番地の1 ライオンズ鳩ヶ谷マークレジデンス<br>601号     | 不明 |
| 34 | 今岡 啓   | 東京都杉並区井草一丁目6番1号 クレールイグサ 302                    | 不明 |
| 35 | 山本 惇郎  | 神奈川県足柄下郡湯河原町土肥一丁目7番地の9 アデニウム湯河原407             | 不明 |
| 36 | 山本 達郎  | 群馬県前橋市表町二丁目8番19-603号 ユアサヴィレッジ                  | 不明 |
| 37 | 山本 浩二  | 神奈川県横浜市都筑区高山19番3-408号                          | 不明 |
| 38 | 山本 洋三  | 岐阜県岐阜市金華町二丁目6番地1                               | 不明 |
| 39 | 柳楽 繁樹  | 神奈川県川崎市中原区新丸子東三丁目1111番地1 レジデンス・ザ・武蔵<br>小杉 1314 | 不明 |
| 40 | 柳楽 耕滋  | 神奈川県綾瀬市大上七丁目5番1-705号                           | 不明 |
| 41 | 持田 敏枝  | 島根県出雲市西神西町893番地4                               | 不明 |
| 42 | 岡田 耐子  | 兵庫県神戸市東灘区岡本七丁目16番3号                            | 不明 |
| 43 | 福間 艶子  | 島根県出雲市小津町138番地                                 | 不明 |
| 44 | 持田 百合子 | 大阪府大阪市淀川区宮原五丁目7番12-805号                        | 不明 |

---

|    |        |                              |    |
|----|--------|------------------------------|----|
| 45 | 木下 八千代 | 京都府木津川市木津宮ノ裏5番地47            | 不明 |
| 46 | 森 裕子   | 石川県金沢市三池町98番地 (ラフイーヌ三池・202号) | 不明 |
| 47 | 板倉 豊子  | 島根県出雲市西新町二丁目2455番地16         | 不明 |